

●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年7月30日

香川県監査委員 宮本欣貞
 同 都村尚志
 同 鍋嶋明人
 同 仲山省三

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成21年度
- 3 措置の状況

監査結果 (対象機関)	措置の状況
<p>指導注意事項</p> <p>ア 使用料収入について (ア) 行政財産等の目的外使用許可等に係る使用料の調定について、遅延しているものがあつた。(保健体育課)</p> <p>(イ) 授業料の減免取消に係る授業料の納入について、納入通知書を発行する必要がある。(高瀬高等学校)</p> <p>イ 給与の支給について (ア) 講師に係る給与について、支給誤りがあるので追給する必要がある。(東部教育事務所)</p> <p>(イ) 超過勤務命令について、平成21年9月以降は超過勤務命令簿を作成せずに口頭命令で行っていた。(義務教育課)</p> <p>(ウ) 部活動指導業務に係る特殊勤務手当について、支給誤りがあつたので、返納させる必要がある。(農業経営高等学校)</p> <p>(エ) 宿泊を伴う対外運動競技生徒引率に係る特殊勤務手当について、支給漏れがあつたので、追給する必要がある。(高松高等学校)</p> <p>(オ) 非常勤職員の報酬について、勤務時間を誤り過払いとなっているので返納させるとともに、執行伺(兼)支出命令書に支出関係書類を添付する必要がある。(香川中央高等学校)</p>	<p>施設利用者に対して、利用日3週間前までに申請書を提出するよう文書を発送することにより、使用料前納の周知を行うこととした。</p> <p>納入通知書を発行した。</p> <p>支給誤りについて追給した。</p> <p>直ちに超過勤務命令簿により命令することとした。</p> <p>支給誤りについて返納させた。</p> <p>支給漏れについて追給した。</p> <p>過払い分を返納させるとともに、支出関係書類を添付した。</p>

<p>ウ 修学奨励費について</p> <p>就学奨励費の通学費に係る通学距離について、小数点以下第一位まで記載するよう保護者に周知する必要がある。(香川中部養護学校)</p>	<p>通学距離について、小数点以下第一位まで記載するよう周知した。</p>
<p>エ 支出事務について</p> <p>(ア) 物品の購入について、執行何手続きより前に納品されているものがあった。(石田高等学校)</p> <p>(イ) 公金振替が遅延し、過年度払いになっているものがあった。(石田高等学校)</p>	<p>今後は適正な物品購入について徹底する。</p> <p>今後は過年度払いとならないよう徹底する。</p>
<p>オ 委託契約について</p> <p>(ア) 給食調理業務委託について、仕様書において食材の購入費を年間を通じて一定額以上とすることとされているが、一定額以上の履行確認ができないので、確認した書類を作成し、保存する必要がある。(高松北中学校)</p> <p>(イ) 随意契約に係る委託業務について、契約内容を公表する必要があるにもかかわらず、公表していないものがあった。(義務教育課、生涯学習・文化財課)</p> <p>(ウ) 設備の保守業務委託について、予定価格調書を作成せずに相見積りによる随意契約を行っているものがあった。(高松東高等学校)</p> <p>(エ) 設備の保守点検業務委託について、仕様書等に対象機器の数量の記載がなかった。(丸亀城西高等学校)</p> <p>(オ) 廃棄物の処理に係る業務委託について、仕様書を具体的に記載する必要がある。(香川中央高等学校)</p>	<p>履行確認を行うとともに、書類の作成、保存をする。</p> <p>直ちに会計課に報告し、公表した。</p> <p>今後は予定価格調書を作成する。</p> <p>今後は数量を記載する。</p> <p>今後は具体的に記載する。</p>
<p>カ 行政財産の使用許可について</p> <p>電柱・電線等に係る行政財産の使用許可について、手続きがなされていないものがあった。(保健体育課)</p>	<p>各施設に存する電柱・電線等について、行政財産使用許可手続きを行い、使用料を徴収した。</p>
<p>キ 物品について</p> <p>(ア) 借入物品に係る借入契約について、契約が失効しているものがあった。(石田高等学校)</p>	<p>直ちに変更契約を締結した。</p>

<p>検討指示事項</p>	<p>(イ) 寄附採納した図書（備品）について、備品出納通知書を作成していなかった。（図書館）</p> <p>ア 行政財産の使用料について 都市公園に係る仮設売店の使用料について、適用根拠を検討する必要がある。（保健体育課）</p> <p>イ つり銭について 生產品等の販売におけるつり銭について、留めおくことができるよう検討する必要がある。（高校教育課）</p> <p>ウ 委託業務について 国体関連派遣業務委託について、県と受託団体の業務を整理し、チェック体制が確保されるよう検討する必要がある。（保健体育課）</p>	<p>該当の図書（備品）について、備品出納通知書を作成した。</p> <p>香川県都市公園条例第3条第1項（行為の制限）の条例制定時の主旨を踏まえ、総務学事課と協議の上、適切な適用根拠について検討する。</p> <p>生產品等の販売におけるつり銭の留めおきについて、検討する。</p> <p>財団と県の業務を整理し、チェック体制が確保されるようそれぞれの担当者を明確に分けることとした。</p>
---------------	---	---